

○ 経営体育成促進換地等調整事業実施要領（平成6年6月23日付け6構改B第637号農林水産省構造改善局長通知）新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>1 目的</p> <p>ほ場整備事業等換地を伴う土地改良事業の実施を契機として、地域の望ましい農用地利用を確立していくためには、換地処分による農用地の集団化を図るとともに、併せて地区において将来の地域の農業を担う経営体として適切と認められる経営体（以下「育成すべき経営体」という。）への農地中間管理権及び利用権（以下「農地中間管理権等」という。）の設定、農作業の委託等を推進することが必要となっている。</p> <p>経営体育成促進換地等調整事業は、換地計画を必要とする都道府県営又は団体営の土地改良事業実施予定地区において、地区内の農用地利用の状況・関係農家の意向等の把握及び事業実施後の農用地利用の状況を踏まえた育成すべき経営体への農用地の利用集積を早急に進めていくための合意形成等を進めるとともに、これらを踏まえた換地計画を策定するための基準となる換地設計基準を事業採択前に作成することにより、事業着手後における換地計画の樹立及び換地処分の実施を円滑ならしめ、かつ、農業経営基盤強化促進法（<u>昭和55年法律第65号</u>。以下「基盤強化法」という。）において設けられた換地と利用権設定を一体的に推進する仕組みを効果的に活用することにより、事業実施地区における農用地の集団化その他農業構造の改善及び土地利用の合理化に資することを目的とする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 事業の実施時期</p> <p>本事業における各業務の実施時期は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 中山間地域（農業競争力強化農地整備事業実施要領（<u>平成30年3月30日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長・畜産局長連名通知</u>）別紙1第2の4又は農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（<u>平成30年3月30日付け29農振第2690号農林水産省農村振興局長通知</u>）別紙1第2の2に</p>	<p>1 目的</p> <p>ほ場整備事業等換地を伴う土地改良事業の実施を契機として、地域の望ましい農用地利用を確立していくためには、換地処分による農用地の集団化を図るとともに、併せて地区において将来の地域の農業を担う経営体として適切と認められる経営体（以下「育成すべき経営体」という。）への農地中間管理権及び利用権（以下「農地中間管理権等」という。）の設定、農作業の委託等を推進することが必要となっている。</p> <p>経営体育成促進換地等調整事業は、換地計画を必要とする都道府県営又は団体営の土地改良事業実施予定地区において、地区内の農用地利用の状況・関係農家の意向等の把握及び事業実施後の農用地利用の状況を踏まえた育成すべき経営体への農用地の利用集積を早急に進めていくための合意形成等を進めるとともに、これらを踏まえた換地計画を策定するための基準となる換地設計基準を事業採択前に作成することにより、事業着手後における換地計画の樹立及び換地処分の実施を円滑ならしめ、かつ、農業経営基盤強化促進法（<u>昭和55年法律第65号</u>。以下「基盤強化法」という。）において設けられた換地と利用権設定を一体的に推進する仕組みを効果的に活用することにより、事業実施地区における農用地の集団化その他農業構造の改善及び土地利用の合理化に資することを目的とする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 事業の実施時期</p> <p>本事業における各業務の実施時期は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 中山間地域（農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1第2の4又は農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領別紙1第2の2に規定する中山間地域をいう。）、水田農業高収益化計画（「水田農業高収益化推進計画の策定について」（令和2年4月1日付け元生産第2167号、元農振第3757号、元政統</p>

改正後	現行
<p>規定する中山間地域をいう。)、水田農業高収益化計画(「水田農業高収益化推進計画の策定について」(令和2年4月1日付け元生産第2167号、元農振第3757号、元政統第2085号農林水産省生産局長、農村振興局長、政策統括官通知)に基づいて都道府県が策定した計画をいう。))の策定地域又は輸出事業計画(「輸出事業計画の認定規程」(令和2年4月1日付け農林水産大臣決定)に基づいて認定された輸出事業計画をいう。))の策定地域に位置する地区の場合にあっては、4年以内とする。</p> <p><u>(3) スマート農業導入推進計画(農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙2の別記様式第1号の別添4又は農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領別紙2の別記様式第1号の別添4のスマート農業導入推進計画をいう。))を作成した地区の場合にあっては、4年以内とする。</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p>6・7 (略)</p> <p>別紙 (略)</p>	<p>第2085号農林水産省生産局長、農村振興局長、政策統括官通知)に基づいて都道府県が策定した計画をいう。))の策定地域又は輸出事業計画(「輸出事業計画の認定規程」(令和2年4月1日付け農林水産大臣決定)に基づいて認定された輸出事業計画をいう。))の策定地域に位置する地区の場合にあっては、4年以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p>6・7 (略)</p> <p>別紙 (略)</p>

附 則

- この通知は、令和5年4月1日から施行する。
- この通知による改正前の本要領に基づき実施され、この通知の施行後も実施することを予定している事業については、なお従前の例による。